

平成十二年総理府令第九十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の施行に伴い、及び化学物質の審査
及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第三十三条第三項の規定を実施す
るため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職
員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

環境大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四十四条第
四項の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十
三年一月六日）から施行する。

附 則

（平成一六年三月一八日環境省令第三号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

（平成二二年四月一日環境省令第七号）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三
年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した証明書は、
この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（別記様式）

別記様式

表
12センチメートル

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関 する法律第44条第1項から第3項ま での規定による立入検査を行う職員 の身分証明書</p> <p>職名 氏名</p> <p>年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効</p> <p>環境大臣 印</p>	<p>写</p> <p>真</p>
--	-------------------

表
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜粋

<p>第44条（立入検査等） 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 第三十三条第一項第四号から第六号 までの事項に第四項の規定を定めた者の事務所 その他の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他 の物件を検査し、関係者に質問し、又は化 学物質を採取することができる。この法律の施行 に必要な限度において、それは、その職に 関する製造業者若しくは許可輸入者、第一種 化学物質製造専従事業者又は第三十三条第一項 の規定による届出をした者の事務所その他の事務 所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検 査し、関係者に質問し、又は化学物質を採取 することができる。</p> <p>第45条（罰則） 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に おいて、その職員に第三十三条に規定する者 事務所その他の事務所に立ち入り、帳簿、書類 その他の物件を検査し、関係者に質問し、 又は採取のために必要な最小限度の分量に 化学物質を採取し、職員が立ち入りるときは、 前3項の規定により職員が立ち入りるときは、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示 しなければならない。</p>	<p>第9条（罰則） 第一項から第三項までの規定による立入検 査、質問及び収去の権限は、乱暴捜査のため に認められたものと解釈してはならない。 第60条（次） 次の各号のいずれかに該当する者は、 30万円以下の罰金に処する。 一、（罰） 第四十四条第一項から第三項までの規定によ る検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは 忌避し、又はこれらの規定による質問に対し て虚偽を述べ、若しくは虚偽の署名をした者 第61条（罰） 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関し、次の各号に掲げる度 の違反行為をしたときは、行為者を罰する ほか、その法人若しくは当該行為を罰する 命令を、その人に対して各本条の罰金を科 す。 一、（罰） 第三十三条第三号、第五十九条又は前条、各本 条の罰金刑</p>
--	---